# 参考資料

2021年12月28日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

銀行等によるマネロン等対応の共同化・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2

電子的支払手段に対する制度的対応 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5

高額電子移転可能型前払式支払手段のマネロン対応・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8

# 銀行等によるマネロン等対応の共同化

# 共同機関設立の背景と適正な業務運営の確保

## 【検討の背景】

○　金融のデジタル化の進展やマネロンの手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にもFATFにおいて、より高い水準での対応が求められており、銀行等におけるマネロン等対策の実効性向上が喫緊の課題となっている（2021年８月FATF）

○　こうした状況を踏まえ、銀行業界では、マネロン等対策の高度化に向けた取組みを実施（全銀協：2018年度～AML/CFT態勢高度化研究会設置）

○　足元、全銀協において、中小規模の銀行等における単独対応が困難との声も踏まえ、マネロン等対策業務の共同化による高度化・効率化（共同機関の設立）に向け、具体的な検討が加速（2020年度：実証実験実施　2021年度：タスクフォース設置）

## 【共同機関に対する業規制の基本的考え方】

○　共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、以下の点を踏まえ、共同機関に対する業規制を導入（当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保）

・　銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれ
・　共同機関の業務は、マネロン等対策業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる

## 共同機関の業務（イメージ）

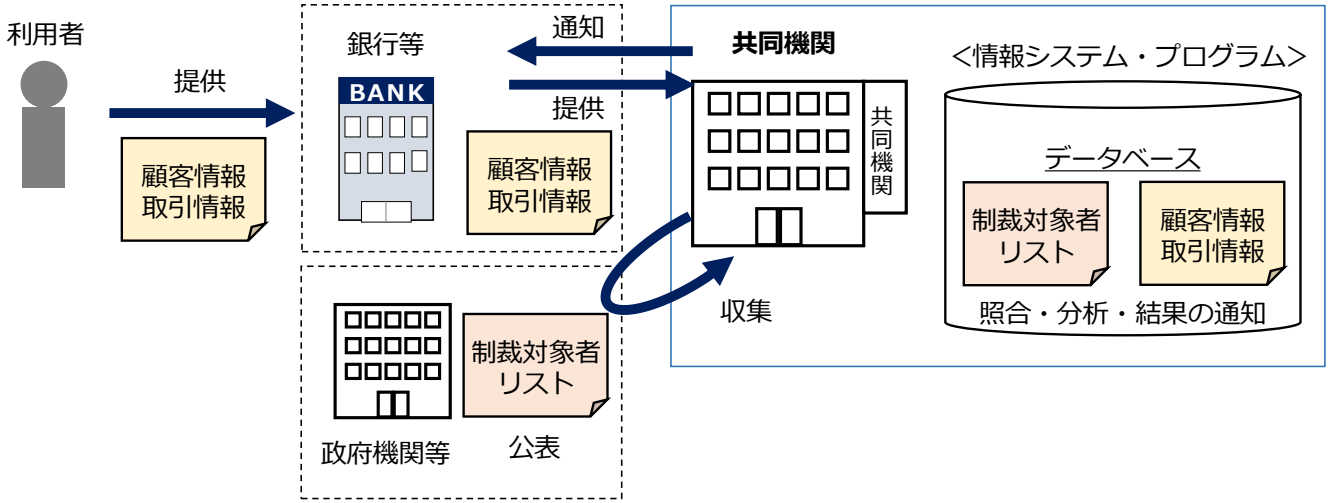

# 共同機関の適正な業務運営の確保【詳細】

| | |
|---|---|
| 対象業務 | ・ 銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）からの委託を受けて、為替取引に関して、以下の業務を行うこと<br>① 顧客等が制裁対象者に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング業務）<br>② 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング業務） |
| 参入要件 | ・ 一定の財産的基礎<br>・ 共同機関の業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態が基本<br>（注）取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの<br>・ 業務を的確に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など |
| 兼業規制 | ・ 個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要<br>・ 取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本 |
| 個人情報の適正な取扱い | ・ 多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、銀行等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等）<br>（注）各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しないことを想定。また、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有することを想定。 |
| 検査・監督 | ・ 業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施 |

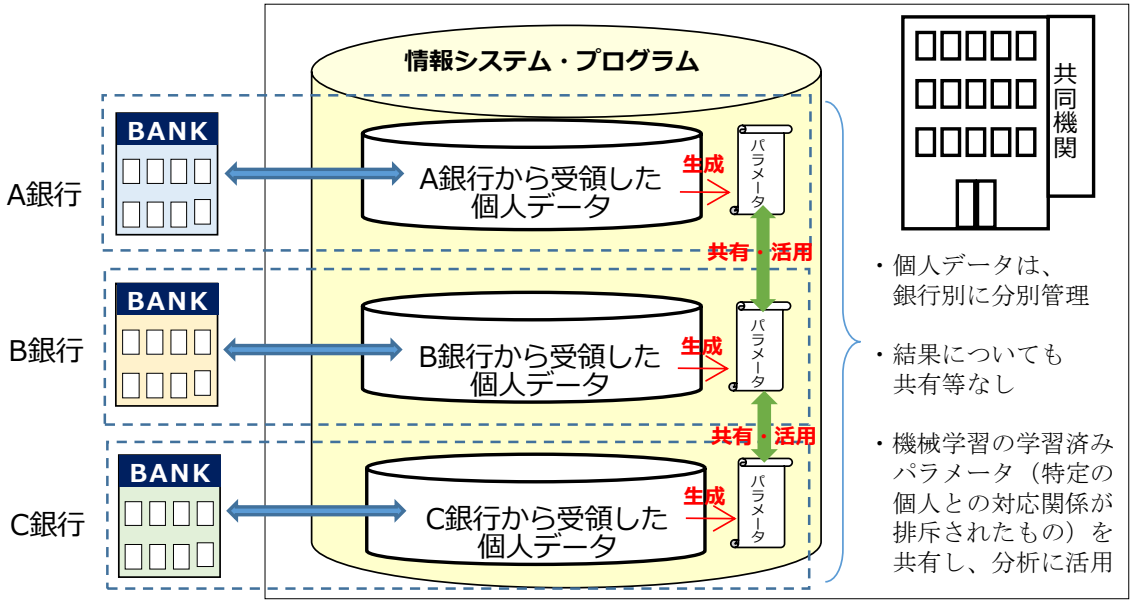

# 電子的支払手段に対する制度的対応

# 海外における規制の動向

○　2019年６月のフェイスブックによるリブラ構想等の動きを契機とし、国際的に、グローバル・ステーブルコインに係る規制監督上の対応等に関する議論が行われ、2020年10月には、FSBの勧告において“同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する（same business, same risk, same rules）”という原則に合意。

○　米国や欧州でも、こうした原則を前提に検討が進められている。

2019年６月　リブラ構想公表

2020年３月　IOSCO「グローバル・ステーブルコインの試み」

７月　FATF「いわゆるステーブルコインに関するG20財務大臣・中央銀行総裁へのFATF報告書」

９月　**EU　欧州委員会（EC）が規制案を公表**

10月　**G20財務大臣・中央銀行総裁会議**（声明文は右記参照）

**FSB「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」**

2021年11月　**米国　大統領金融市場作業部会（PWG）が規制案を公表**

**G20 声明文（抜粋）**

我々は、**いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。**

| | 米国<br>【大統領金融市場ワーキンググループ等規制案・現行規制】 | EU<br>【欧州委員会規制案】 |
|---|---|---|
| | 決済用ステーブルコイン<br>（法定通貨に対して安定した価値を維持するように設計され、決済手段として広く使用される可能性があるステーブルコイン） | 電子マネートークン<br>（交換手段として利用されることを主な目的とし、ある法定通貨を参照することで安定した価値を維持することを企図した暗号資産） |
| 発行者 | 預金保険対象の預金取扱機関に限定 | 信用機関・電子マネー機関に限定 |
| 仲介者 | ➢　州レベルで規制あり（※）<br>➢　連邦レベルの規制導入を検討<br>（※）例えば、NY州では、BitLicense等を取得する必要 | ➢　暗号資産サービス提供者に認可制の導入を検討 |

# 電子的支払手段に対する制度的対応の方向性

## 法定通貨と価値の連動を目指す電子的支払手段の種別分けと既存のデジタルマネーの関係

| | | |
|---|---|---|
| 1 | **【デジタルマネー類似型】法定通貨の価値と連動した価格（例：１コイン＝１円）で発行され、発行価格と同額で償還を約する**もの（及びこれに準ずるもの） | **デジタルマネー（送金・決済の手段）**として規律 |
| 2 | 【暗号資産型】上記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等） | **暗号資産や金融商品**として規律 |

## 1 【デジタルマネー類似型】

### 発行者

銀行・資金移動業者

（注１）デジタルマネー類似型の発行・償還は為替取引に該当し、現行制度において銀行・資金移動業者が行うこととされている。
（注２）デジタルマネーの発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

**今回の法的手当**

信託会社

（注３）信託受益権を用いる仕組み

マネロン対応等を含め、発行者自ら行うことは可能

（※）
・銀行代理業者
・電子決済等代行業者
・金融サービス仲介業者

### 仲介者

**今回の法的手当**

・ 利用者保護やマネロン等の対策の観点から必要な対応を行う

（注１）取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考
（注２）マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める

## 2 【暗号資産型】

### 発行者

―

（注１）EUは暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制案を公表。
（注２）利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

### 仲介者

暗号資産交換業者

# 高額電子移転可能型前払式支払手段の
# マネロン対応

# 前払式支払手段の発行者に関する制度的対応案

○ マネロン上のリスクが特に高い「**高額のチャージや移転が可能なもの**」（「高額電子移転可能型」）の発行者に対し、資金決済法において業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法に基づく本人確認等の規律の適用を検討する。

○ 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考え方に基づき、機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する現行制度や利用実態等を踏まえ、高額の考え方は、以下の通りとすることが考えられる。

・１回当たり譲渡額等が一定額（例：**10万円超**（注１））、１か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：**30万円超**（注２））

（参考）
犯収法　**適用**

**クレジットカード事業者**

**国際ブランドのクレカ等**

（参考）利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。

**前払式支払手段の発行者**　犯収法　**不適用**

価値の移転不可

**交通系ICカード等**

**アカウント残高が譲渡不可なもの**

**価値を電子的に移転可能**
**（電子移転可能型）**

**アカウント残高が譲渡可能なもの**

**電子ギフト券等**

**国際ブランドのプリカ**

**犯収法の適用対象とする**

高額なチャージや移転が可能なもの

１回当たり譲渡額等が一定額（例：10万円超）、
１か月当たり譲渡額等の累計額が一定額（例：30万円超）

（参考）
犯収法　**適用**

**資金移動業者**

低額

**第３種**
**（送金５万円以下）**

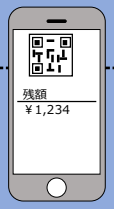


**第２種**
**（送金100万円以下）**

**アカウント残高が譲渡可能なもの**

**第１種**
**（送金上限なし）**

高額

（注１）現金を持ち込んで銀行送金する場合は、10万円超の送金に対して取引時確認（本人確認）を求める犯収法の考え方を参考に、１回当たりの譲渡額・チャージ額を10万円超とすることが考えられる。

（注２）上記クレジットカード事業者の参考欄を参照。